

## 防災計画

- この防災計画は、災害および長期的な危機状況における対応を定める。災害時の緊急措置については DSTY 防災規則が適用される。
- 「災害」とは地震、洪水、台風その他すべての自然災害、原子力発電所の事故など技術施設等の故障で環境に重大な影響を及ぼすもの、戦争その他の事象をさす。
- 災害時には学園長の指揮のもと、DSTY 危機対策本部が防災コーディネーターと協議の上、現地での対策を判断する。学園長は、災害発生から 24 時間以内にすべての学園教職員が勤務可能または連絡可能となるよう手配する責任を持ち、そのために適切な準備をしておく（連絡リスト作成、適切な通信手段の用意等）。以上は就業を免除された場合でも適用される。
- 学園長は、学園の現地採用教員（OLK）、事務局職員、また（学園長の公務員としての権限で）派遣教員について、災害時に取るべき措置を定め、出勤／就業義務の有無を決定する。
- 派遣教員ならびに学園長については、在外学校中央機関（ZfA）、ドイツ外務省（AA）およびドイツ大使館の指示が拘束力を持つ。これは閉校中期間においても同様である。外務省（605 課）は ZfA を監督下に置き、ZfA に対し指令権限を持つ。外務省（605 課）は非常時における ZfA に対する指令について、大使館、危機対応中央機関および地域局が共同作成した推奨事項、渡航および安全注意ならびに渡航警告を遵守する。非常時には原則として、派遣教員に対して指令や推奨を行う学園長の権限を ZfA が大使館の長に委ねる。通信網遅延の恐れまたは中断の場合、大使館の長が指令権限を持つ。この権限には、危険地域退去命令の発令を含む。
- 災害時における学園の休校および授業再開については、外務省および大使館の推奨および指示を基に学園長が理事会と協議の上決定する。そのため学園長は災害時、必ず大使館との情報交換を遅延なく行う。
- 学園長は理事会と協議の上、休校期間中の学園運営管理を行う。メール・インターネットによる通信教育、もしくは別の場所を勤務地として授業を行う場合は、学園長が全教員（派遣教員および OLK）の担当を調整する。当該勤務地で必要な措置については、学園長自らが現地で指揮を取らない場合、責任者を任命することができる。

- 休校期間中、学園長は、授業再開まで学園運営に関する最新情報を、理事会と協議の上メール、ホームページやブログ等適切な媒体を用いて遅延なく、また定期的に学園関係者に伝達する。
- 休校期間中、学園長はあらゆる措置についてドイツの管轄省庁、特に ZfA と外務省／大使館と遅延なく調整・協議する。